

ごうりてきはいりよ
◎ 合理的配慮とは？

ぜんかい さべつ ちよくせつさべつ かんせつさべつ ごうりてきはいりよ
前回はなしで、「差別」には、①直接差別 ②間接差別 ③「合理的配慮をしないこと」の3つがあることが分かりました。今回は、このうち、③の「合理的配慮をしないこと」をいっしょに考えていきたいと思います。

ひつよう へんこうおよ ちょうせい
◎ 必要な変更及び調整

くるま しょう きんじょ さいきんひょうばん き い
車いすを使用しているAさんは、近所で最近評判のレストランがあると聞いて、行ってみましたが、店の入口には階段があって一人では入れませんでした。携帯電話で店員さんを入口まで呼んで、彼に階段を上がる介助を頼みましたが、そんな暇はないと断られ、結局、店に入ることはできませんでした。

けいけん いちど に ど おも しかた
こんな経験、みなさんも一度や二度はしたことがあると思います。「仕方がない。」とあきらめてきたことも多かったかもしれませんが、権利条約があればこんな店の対応は禁止されます。なぜなら、入口にスロープを付けるとか、もう一人店員を呼んで階段を抱え上げるなどの「合理的配慮」をしていないからです。

ごうりてきはいりよ しょうがい ひと しょうがい ひと おな せいかつ おく うえ ひつよう
「合理的配慮」とは、「障害のある人が障害のない人と同じような生活を送る上で必要となる変更及び調整」のことを言います。上の例で言うと、スロープ設置や店員による階段昇降のお手伝いがここで言う「変更及び調整」に当たります。この「変更及び調整」をしないことは差別であり、店はこの「変更及び調整」をしなければならぬのです。



こべつ はんたん
◎ 個別に判断されるもの

へんこうおよ ちょうせい ひつようせい こべつ はんたん うえ れい みせ いりぐち
さらに、変更及び調整の必要性は、個別に判断されます。上の例で、店が入口にスロープを設置したとします。これでAさんのような車いす使用者に対する合理的配慮は果たしたことになります。しかし、視覚障害者のBさんが来店したら、どうでしょう？ Bさんはメニュー表を差し出されても、どんな料理があるのか、値段はいくらなのか、分かりません。Bさんにとっては、スロープの設置ではなく、点字のメニュー表や店員によるメニュー表の読み上げサービスこそが、必要な変更及び調整なのです。

このように、合理的配慮は、障害の種類や程度、そのときの状況によって決まってくるものなのです。これは当たり前なのですが、とても大切なことです。

◎ 過度な負担とならないもの

しかし、スロープ設置にしろ、点字のメニュー表にしろ、変更及び調整をするには店の側にさまざまな負担をかけます。一番分かりやすい負担は、お金がかかるということです。

かりに、この負担が店にとって重過ぎる場合は、店はその変更及び調整をやらなくてもいいことになっています。店が、全国チェーンの大規模レストランか、夫婦2人で細々とやっているラーメン屋さんかで結論が変わってくるのは、みなさんも納得できるところだと思えます。

◎ 合理的配慮を求めることは私たちの権利です！

以上、合理的配慮の中身をいっしょに考えてきましたが、一番大事なことは、「合理的配慮をしないこと」は差別である、ということです。つまり、合理的配慮を求めることは障害のある私たちの権利であり、裏を返せば、合理的配慮をすることは社会の義務なのです。日本が権利条約に批准して条約が日本国内でも効力を持てば、これまでの「つくづく悲しい思い」を一つ一つ掘り起こしていくことが可能となり、社会をよりよい方向に変えていく強力な道具を私たちは手に入れることになるのです。

でも、合理的配慮をすることを義務化される社会の側は、権利条約の批准に反対するでしょう。そのとき、私たちは、合理的配慮をすることがなぜ義務なのか、説明をし、納得してもらわなければなりません。

次号では、その辺りのことを考えていきたいと思えます。

つづく・・・

さんこうしょせき 参考書籍

- ・ ながせおさむ ひがしとしひろ かわしまさとしへん しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん がいよう てんぼう
長瀬 修・東 俊裕・川島 聡 編 『障害者の権利条約と日本一概要と展望』
(生活書院、2008年)
- ・ ひがしとしひろかんしゅう てい-びー-あいにほんかいぎへん しょうがいしゃ けんりじょうやく か きゅう-あんどうい
東 俊裕 監修、DP I 日本会議 編 『障害者の権利条約でこう変わる Q & A』
(解放出版社、2007年)